

群馬大学大学院医学系研究科重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラム
研究奨励金取扱要項

平成24年3月16日制定

改正 平成24年5月1日

改正 平成24年12月1日

改正 平成25年3月1日

(趣旨)

第1 この要項は、重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラム（以下「本プログラム」という。）の重粒子線医工連携コース（以下「L-PhD コース」という。）の在学生へ支給する学術研究支援のための研究奨励金（以下「奨励金」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(申請要件)

第2 奨励金を受給できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) L-PhD コースに1年間継続的に在学する者
- (2) 特別研究員事業等、他の給付型経費の受給及び恒常的な所得がない者
- (3) 受給決定後に学年及び氏名をHP等に公表する承諾をすること。

(申請手続)

第3 受給を希望する者は、奨励金申請書等（別紙様式1-1～1-4）（以下「申請書等」という。）を入学手続の終了後、速やかに指導教員を経て医学系研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。

(受給者の決定)

第4 受給者の決定は、群馬大学大学院医学系研究科重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審査を経て研究科長が決定し、本人へ通知する。

(支給区分)

第5 奨励金は、次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 支給区分A…月額20万円
- (2) 支給区分B…月額15万円
- (3) 支給区分C…月額10万円

2 支給区分は、運営委員会の審査により、申請者の本プログラムにおける学術研究活動実績（予定を含む。）、経済的状況、将来性等を評価し、予算的制約等を勘案の上決定する。

(支給期間等)

第6 奨励金の支給期間は、1会計年度単位とし、4年を限度として支給期間を継続することができる。

2 学年の途中においても、学期の区分に従い支給を開始することができる。

(支給方法等)

第7 奨励金は、月末毎に在籍確認の上、受給者名義の預金口座へ原則として翌月20日に振込により支給する。ただし、支給日が国民の祝日に関する法律に定める休日又は土曜日に当たるときは前日とし、日曜日に当たるときは前々日とする。

2 奨励金は、雑所得とし、必要に応じ、受給者で確定申告手続を行うものとする。

3 奨励金は、返済の義務を課さないものとする。

(支給停止)

第8 研究科長は、受給者が次のいずれかに該当する場合には、速やかに奨励金の支給を停止し、運営委員会に報告するものとする。

- (1) 申請書類の記載事項に重大な虚偽を発見したとき。
- (2) 病気等のため、研究を継続できないことが判明したとき。
- (3) 休学又は退学したとき。
- (4) 特別研究員事業等、他の給付型経費の受給又は恒常的な所得があることが判明したとき。
- (5) その他、学業又は素行等の状況により、受給者の適正を欠くと認めたととき。

(返還)

第9 運営委員会が受給者として適正を欠くと認めたとときは、研究科長は、既に支給した当該期間の奨励金を返還させることができる。

2 前号において奨励金の返還を求められた者は、定められた期限までに返還しなければならない。

(異動・辞退の届出)

第10 受給者は、次のいずれかに該当するときは、異動・辞退届(別紙様式2)により速やかに研究科長に届け出るものとする。

- (1) 住所、氏名等の奨励金の受給に関する事項に変更があったとき。
- (2) 奨励金の辞退を申し出るとき。

(報告書の提出等)

第11 受給者は、当該年度の研究成果報告書(別紙様式3)を指導教員を経て、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 研究科長は、提出された研究成果報告を運営委員会に付議し、評価を実施する。

3 研究科長は、運営委員会での評価結果を基に奨励金の継続の有無及び支給区分等を決定する。

(継続申請手続)

第12 継続受給を希望する者は、申請書を研究成果報告書とともに指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

(競争的資金)

第13 第2の規程にかかわらず、受給学生が、他の競争的資金を受けて当該研究活動等を実施することが不可欠である場合は、競争的資金に応募し、資金を受けることができるものとする。

(事務)

第14 この要項に係る事務は、昭和地区事務部学務課において処理する。

(雑則)

第15 この要項に定めるもののほか、奨励金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(要項の改廃)

第16 この要項の改廃は、運営委員会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この要項は、平成24年3月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年3月1日から施行する。